

令和6年(ワ)597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

第1 準備書面

令和6年9月12日

広島地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士	小	林	裕
同	弁護士	藤	井
同	弁護士	青	木



以下では、請求の原因に対する認否、及び、被告の主張をする。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1 原告」について

不知。

(2) 「2 被告」について

認める。

2 「第2 被告による使用料は一切返還しないとの契約の使用について」について

「1 本件規則」に「(墓地の返還) 第14条 1 使用基地が不用になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、墓地使用承諾返還依頼申請書および墓地使用承諾書に印鑑証明書を添えて、墓地の返還手続きをして下さ

い。」との記載があることは、否認する。

正しくは、「使用基地が不要になったときは、速やかに管理者に届け出ると共に、基地使用承諾返還依頼申請書および基地使用承諾書に印鑑証明書を添えて、基地の返還手続きをして下さい。」である。

その余は認める。

3 「第3 訴訟に至る経緯」について

(1) 「1 原告の被告に対する「質問書」の送付」について

認める。

(2) 「2 被告作成の「回答書」(令和5年5月29日到達)の内容」について

認める。

もともと、甲6号証の書面の「使用規則第14条第1項による基地の返還に伴う契約の解除が将来有効であることを確認し、」との記載は被告の誤記であり、正しくは「使用規則第14条第1項による基地の返還に伴う契約の解除が将来効であることを確認し、」である。

(3) 「3 原告の「申入書」による申入れ」について

認める。

(4) 「4 被告作成の「回答書」(令和5年9月25日付)の内容」について

認める。

(5) 第5項について

認める。

(6) 「6 被告作成の「回答書」(令和6年4月1日付)の内容について

認める。

4 「第4 被告が不特定多数の消費者との間で本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返還しないとする条項を含む消費者契約の締結を現に行い又は行うおそれがあること（法第12条）について」について

認める。

もつとも、後述のとおり、本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返還しないとする条項は、消費者契約法第9条第1項第1号に該当しないため、被告が、これらの条項を使用することは適法である。

5 「第5 本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返還しないこととする条項が、法第9条1項1号に該当することについて」について

(1) 第1項(1)について

主張の内容が不明であるため、認否ができない。

ここでいう「本件規定」とは、何かを明らかにされたい。

(2) 第1項(2)について

本件規則第7条の記載、及び、本件霊園のホームページ（甲11）の記載につき、その記載があることについては、認める。

その余は否認ないし争う。

本件契約の法的性質は、後述のとおり、準委任契約ではない。

(3) 「2 本件契約に基づく使用料請求権の発生を理由とする法律上の原因がないことについて」について

否認ないし争う。

本件契約の法的性質は、後述のとおり、準委任契約ではない。

(4) 第3項(1)について

認める。

- (5) 第3項(2)について
否認ないし争う。
- (6) 第3項(3)について
否認ないし争う。
- (7) 「4 結論」について
争う。

第2 被告の主張

- 1 本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条など、既払金の全部を返還しないこととする条項が、法第9条1項1号に該当しないこと

- (1) 本件契約の法的性質は準委任契約ではないこと

ア 原告は、本件契約は、納骨日から33年間の墓地使用権を設定した上で、墓地使用期間中の墓地管理及び墓地使用期間経過後の永代供養という事実行為の委託を主たる内容とする準委任契約の性質を有すると主張する。

しかしながら、本件契約の内容は、以下で述べるとおりであって、その法的性質は、準委任契約ではなく、本件契約の法的性質を準委任契約であることを前提とする原告の主張はいずれも理由がない。

イ 本件契約の内容は、以下のとおりである。

- (ア) 顧客は、コスモガーデン高天原使用契約(乙1)、及び、本件使用規則(甲3)に署名押印して、本件契約を締結する。

コスモガーデン高天原の樹木葬霊園(以下「本件霊園」という。)には、それぞれ「おひつじ座」(乙2)、「白鳥座」(乙3)、「おとめ座」(乙4)、「オリオン座」(乙5)、「こと座」(乙6)、「こと座Ⅱ」(乙7)という名称を付した樹木葬に用いる敷地が存在しており、埋葬場所ごとに区画番号を割り当てている。本件霊園の様子は、乙8の写真のとおりである。

顧客は、契約時に、自ら特定の樹木葬墓地区画を選んで、本件契約を締結する。

このように、本件契約は、被告が、顧客との間で、本件霊園の特定の樹木葬墓地区画に墓地使用权を設定するものである。

- (イ) 顧客は、墓地の使用料を納付し、墓地使用承諾を受けたときから、墓地使用权を取得し（本件規則第5条）、墓地使用承諾を受けた後、納骨を行った日から33年間（2人用墓地区画の場合には、最後の納骨日より33年間）使用できる（本件使用規則第7条）。

墓地使用权設定後には、顧客の区画には顧客の姓を記載したプレート（乙8の13）を設置する。納骨の際には、別売りの骨壺を購入してもらい、遺骨を当該骨壺に入れて、墓地使用权を設定した区画に納骨する。納骨後には、当該区画に顧客の希望に応じた絵柄や文字を記載したストーンプレート（乙8の7ないし12）を設置する。

- (ウ) 使用期間終了後は永代供養方式で合同供養塔に改葬される。

「永代供養方式で合同供養塔に改葬」とは、合同供養塔の前方（乙8の15ないし17）または当該塔の隣に設置した掲示板（乙8の18）に氏名を記載した銀色のステンレスプレートを貼り付けて、掲示するとともに、樹木葬墓地に納骨した遺骨及び骨壺は数年で土にかえるところ、合同供養塔に改葬する際に、当該区画の土を掘り返して、合同供養塔に納めることを意味する。

- ウ 準委任契約とは、法律行為でない事務を相手方に委託する契約である（民法第643条、第656条）ところ、本件契約は、上記のように、特定の樹木葬墓地区画の使用权を設定する契約であって、事務を委託することを内容とする契約ではないため、本件契約の法的性質は、準委任契約ではない。

したがって、本件契約の法的性質を準委任契約であることを前提とする

原告の主張はいずれも理由がない。

(2) 本件規則第14条3項、本件書面第2条(3)、同第6条について

ア 本件規則第14条3項、本件書面第6条の既に支払った使用料を返還しないことを定めた条項について

上記のとおり、本件契約は墓地使用権を設定する契約であり、顧客が被告に対して支払う使用料は墓地使用権の設定の対価であるところ、使用料を支払った時点で、顧客は、墓地使用権を取得しており、被告は、本件契約における主となる債務の履行を完了している。

本件契約による墓地の返還の申入れは、墓地使用権の放棄であって、それに伴って、本件契約が将来に向かって解除されるとしても、被告は、使用料を返還する義務を負わない。

以上のように、本件規則第14条3項、本件書面第6条の既に支払った使用料を返還しないことを定めた条項は、本件契約に基づく使用料支払請求権による給付保持力が存続することを確認する趣旨で定めているものであって、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項ではないため、消費者契約法第9条第1号に該当しない。

イ 本件書面第2条(3)の既に支払った内金を返還しないことを定めた条項について

本件書面第2条(1)では、申込者は使用料の内金として金壹万円以上の金額を送金または持参して支払うものと定めており、本件書面第2条(3)では、申込者が被告に支払った内金は理由の如何によらず返却しないことが定められている。

当該内金は、解約手付として定められたものであって、契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項ではないため、本件書面第2条(3)は、消費者契約法第9条第1号に該当しない。

2 結論

以上のとおりであるから、原告の請求は理由がない。

以上

令和6年(ワ)第597号 契約条項等使用差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人 消費者ネット広島

被告 宗教法人円蔵院太陽の会

証拠説明書

広島地方裁判所 御中

令和6年9月12日

原告訴訟代理人弁護士

小林 裕

同

藤井 秀孝

同

青木 祐



番号	標目 (原本写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
乙1	コスモガーデン高天原使用契約 写し	R. 6. 9. 11	被告	被告が顧客との間で本件契約を締結する際に使用する契約書の内容等。	
乙2	樹木葬基地の区画配置図 (コスモガーデン「おひつじ座」) 写し	R. 5. 6. 20	被告	樹木葬基地の区画配置等。	
乙3	樹木葬基地の区画配置図 (コスモガーデン「白鳥座」) 写し	R. 5. 6. 3	被告	樹木葬基地の区画配置等。	
乙4	樹木葬基地の区画配置図 (コスモガーデン高天原おとめ座) 写し	R5. 6. 3	被告	樹木葬基地の区画配置等。	
乙5	樹木葬基地の区画配置図 (コスモガーデン高天原オリオン座) 写し	R5. 6. 8	被告	樹木葬基地の区画配置等。	

乙6	樹木葬墓地の 区画配置図 (こと座)	写し	R5.6.20	被告	樹木葬墓地の区画配置 等。	
乙7	樹木葬墓地の 区画配置図 (こと座Ⅱ)	写し	R.5.6.20	被告	樹木葬墓地の区画配置 等。	
乙8	写真18枚 撮影対象 コスモ ガーデン高天原の樹 木葬墓地 撮影日 令和6年7月 30日 撮影場所 コスモ ガーデン高天原樹木 葬墓園 (広島県広島 市東区尾長3丁目11- 1)	写し	R.5.6.20	被告	樹木葬墓地、及び、合同 供養塔の状況等。	

(経営者控)



契約書No.

コスモガーデン高天原 使用契約書

第 1 号

契約日	令和 年 月 日
-----	----------

私は、使用規則に同意し、下記のとおり「コスモガーデン高天原(樹木葬)」の使用について契約します。

契約者 (名義人)	フリガナ		宗旨 宗派	
	氏名			
	住所	〒		
	本籍地			
承継 予定者	フリガナ		契約者との 続柄	(契約者から見て)
	氏名			
	住所	〒		
	連絡先		(携帯)	
	連絡先		(その他)	

※ご記入いただきました個人情報、当法人にかかわる業務にのみ使用致します。

契約内容

樹木葬	コスモガーデン高天原		
区画	座	W - 番	S - 番

※使用期間は、納骨を行った日から33年間(2人用区画の場合は、最後の納骨日より33年間)とします。

契約金額

使用料	円
-----	---

支払について

手付金	令和 年 月 日	円
中間金	令和 年 月 日	円
完済金	令和 年 月 日	円
計		円

私は本契約締結と同時に太陽の会への入会を希望し会員となります。

(経営者)  宗教法人 円蔵院 墓園管理部 岡山県岡山市南区豊成2丁目 TEL 086 - 259 - 0811	(取扱代行) 	管理者	担当者

コスモガーデン高天原 使用契約書

契約日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

私は、使用規則に同意し、下記のとおり「コスモガーデン高天原(樹木葬)」の使用について契約します。

契約者 (名義人)	フリガナ		宗旨 宗派	
	氏名			
	住所	〒		
	本籍地			
	連絡先		(携帯)	
承継 予定者	フリガナ		契約者との 続柄	(契約者から見て)
	氏名			
	住所	〒		
	連絡先		(その他)	

※ご記入いただきました個人情報は、当法人にかかわる業務にのみ使用致します。

契約内容

樹木葬	コスモガーデン高天原		
区画	座	W - 番	S - 番

※使用期間は、納骨を行った日から33年間(2人用区画の場合は、最後の納骨日より33年間)とします。

契約金額

使用料	円
-----	---

支払について

手付金	令和	年	月	日	円
中間金	令和	年	月	日	円
完済金	令和	年	月	日	円
計					円

私は本契約締結と同時に太陽の会への入会を希望し会員となります。

(経営者)  宗教法人 円蔵院太陽の会 霊園管理部 岡山県岡山市南区豊成2丁目3番10号 TEL 086 - 259 - 0811	(取扱代行) 	管理者	担当者

ご契約の内容

第1条(申込)

申込者は、以下に記載する各条項およびコスモガーデン高天原樹木葬霊園使用規則に従い、宗教法人円蔵院太陽の会(以下「当法人」といいます。)に対し表記樹木葬霊園の使用に関する申し込みをします。

第2条(使用料の内金)

- (1) 申込者は、表記使用料の内金として金壹万円以上の金額を送金または持参して支払うものとする
- (2) 申込者が当法人に内金として支払った金員は使用料の一部として充当致します
- (3) 申込者が当法人に支払った内金は理由の如何によらず返却致しません

第3条(支払期日)

申込者は、当法人へ支払う使用料を、表記の条件のとおり、送金または持参して支払います。

第4条(期限利益の喪失)

申込者は、次のいずれかの事項に該当したとき、その債務について期限の利益を失い、直ちに残債務を支払います。

- (1) 表記支払期日に、支払いを延滞したとき
- (2) 支払停止もしくは支払不能に陥ったときまたは手形交換所から不渡処分もしくは取引停止処分を受けたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分の申立を受けたとき、または滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生の申立を受けたとき、または、これらの申立をしたとき

第5条(損害金)

申込者が期限の利益を失ったときは、その日の翌日から完済に至るまで、残額に対し年 14.6%の損害金の支払うものとします。

第6条(契約の解除)

申込者が契約内容のいずれかに反したときは、当法人から本申込に基づく契約を解除し、墓地使用承諾を取り消すことができるものとします。なお、この場合でも、既に支払われた使用料は返還しないものとします。

第7条(使用権保留の特約)

申込者は、使用料を完済し、墓地使用承諾を受けた時から、表記の墓地区画を使用できるものとします。

第8条(住所の変更)

申込者が住所を変更した場合は、遅滞なく当法人に対して書面をもって通知するものとします。

第9条(個人情報の取扱いについて)

申込者は、当法人が下記目的のために、その住所氏名など表記の個人情報(以下「個人情報」という)を利用することに同意するものとします。

- (1) 樹木葬霊園の運営に関するご案内などを提供するため、郵便、電話などの方法によりお知らせすること
- (2) 当法人において執り行う催事または扱うサービスなどについて、郵便、電話などの方法によりお知らせすること
- (3) 新規企画、あるいは利用者の利便性向上策検討のため、アンケート調査を実施すること
- (4) 申込者および使用者の個人情報を基に与信判断管理を行うこと

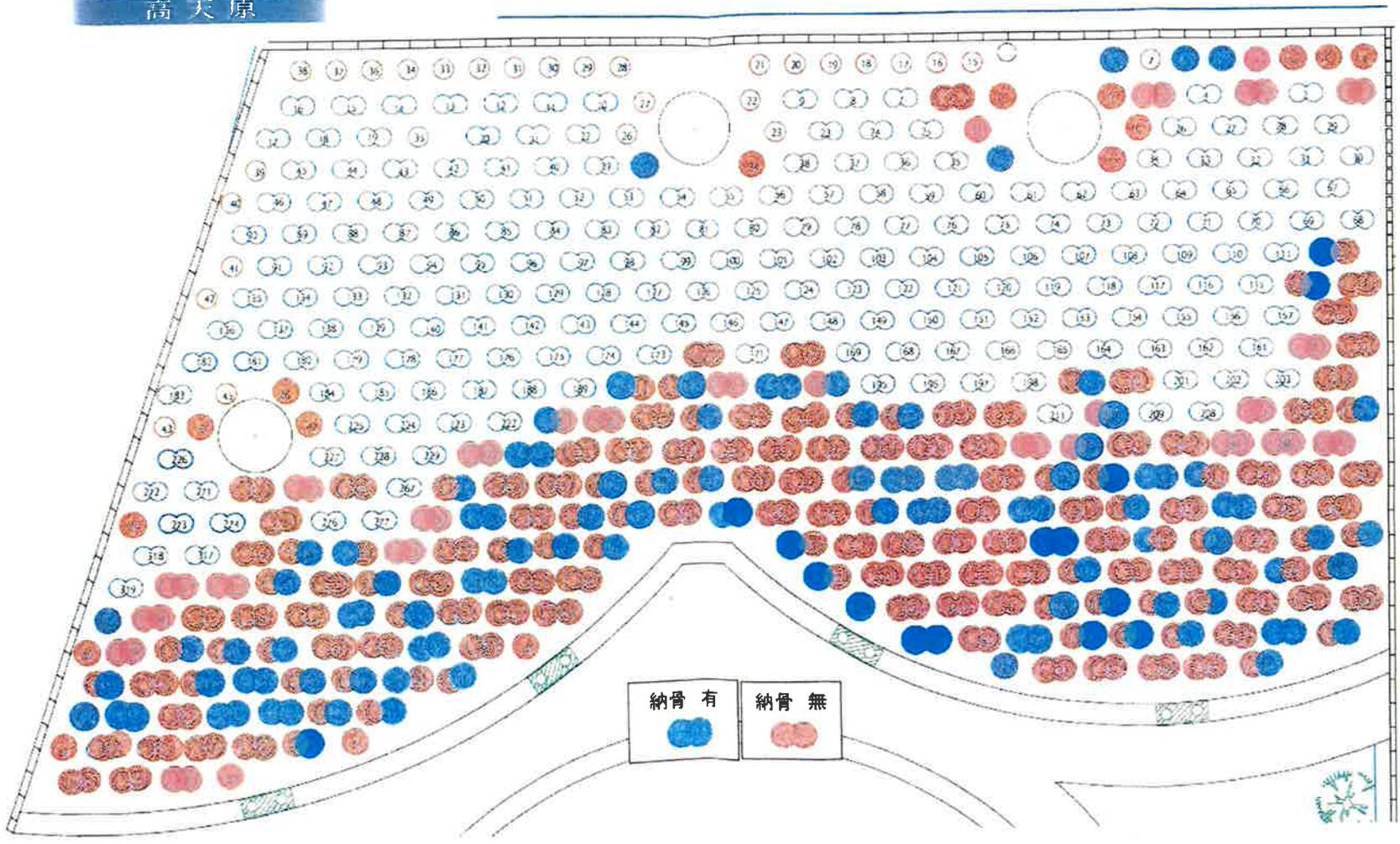
第10条(専属的合意管轄)

本契約について紛争が生じたときは、当法人の主たる事務所を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

事業者 宗教法人 円蔵院太陽の会
住所 岡山市南区豊成2丁目10番113号
電話番号 086-259-0811

コスモガーデン「おひつじ座」

作成日:2019/7/01 作成者:吉岡
更新日:2023/6/20 更新者:吉岡



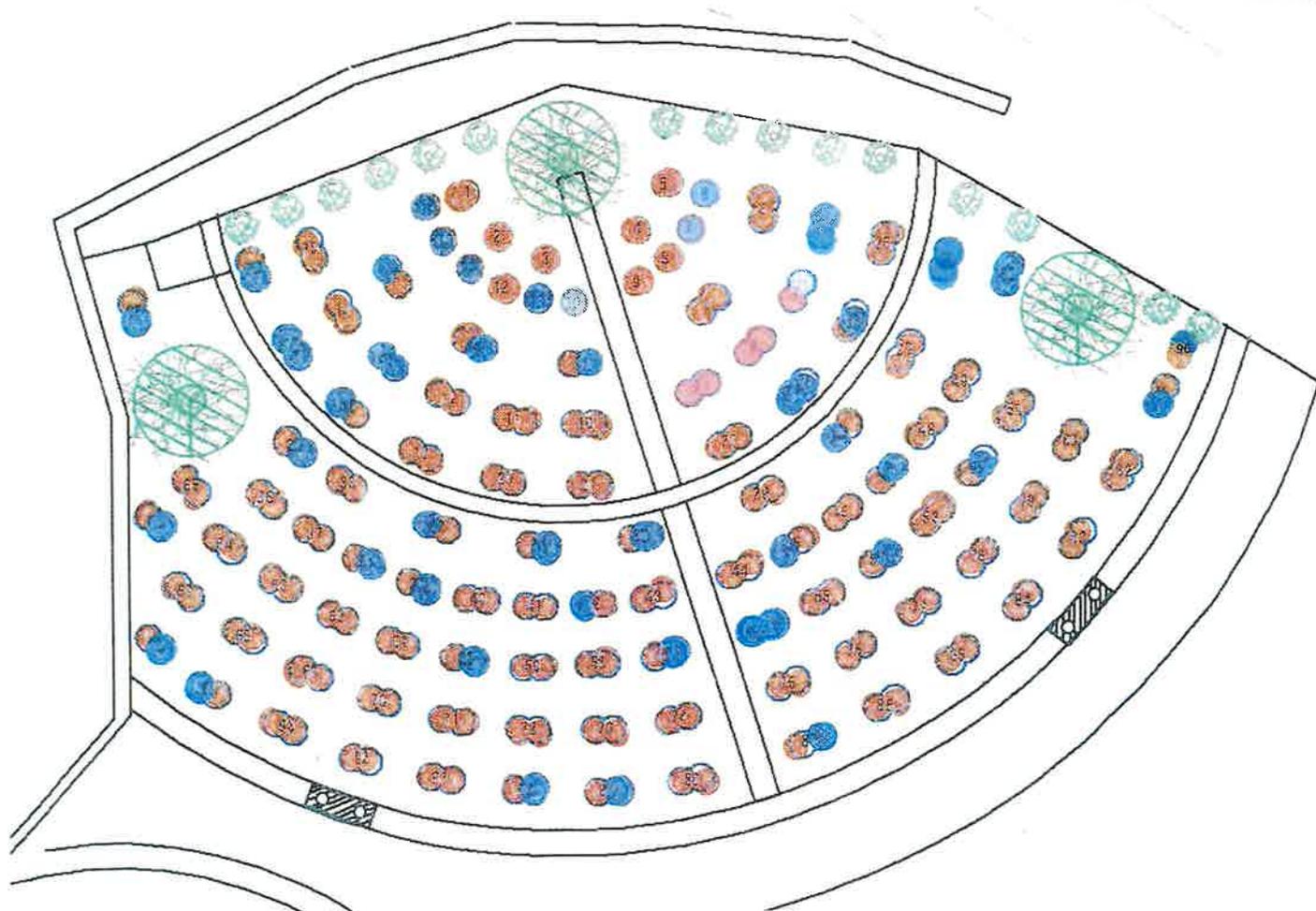
コスモガーデン高天原 白鳥座 【社内用】

作成日: H28.3.5 作成者: 川野
配属変更新日: H28.03.05

更新日: 2023/6/03 更新者: 古岡

石板設置個所詳細

No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無	No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無
156		S-1			30		W-51		
82		S-2			21		W-52	桜	左
88		S-3			18		W-53		
2		S-4	桜	左側	19		W-54	桜	右
81		S-5			83		W-55		
7		S-6	桜	有	15		W-56	桜	左右
74		S-7	黒	有	99		W-57		
40		S-8			10		W-58		
14		S-9			24		W-59		
71		S-10	黒	有	50		W-60	桜	左
57		S-11	桜	有	29		W-61		
55		S-12			48		W-62		
73		S-13	桜	有	91		W-63		
209		S-14	桜	有	92		W-64		
46		S-15	桜	有	60		W-65		
7		W-1	桜	左右	72		W-66	桜	右
36		W-2	赤	右	63		W-67		
43		W-3	赤	右	67		W-68		
99		W-4			39		W-69		
112		W-5			22		W-70		
130		W-6	黒	左	9		W-71		
75		W-7			52		W-72		
44		W-8			69		W-73		
38		W-9			25		W-74		
79		W-10			97		W-75		
80		W-11			78		W-76		
94		W-12			41		W-77		
133		W-13	桜	左	4		W-78		
232		W-14			87		W-79		
162		W-15			88		W-80		
219		W-16	桜	左	12		W-81	黒	左
121		W-17	桜	左	11		W-82		
111		W-18	赤	左	5		W-83		
45		W-19			48		W-84		
37		W-20			66		W-85		
31		W-21	桜	左	17		W-86		
16		W-22			8		W-87	黒	右
90		W-23	桜	左	3		W-88		
93		W-24	赤	左	53		W-89	桜	左
575		W-25			13		W-90		
94		W-26	青	左	6		W-91		
16		W-27			70		W-92		
36		W-28	桜	左	51		W-93		
23		W-29			28		W-94	桜	左
61		W-30	黒	右	54		W-95	黒	右
1		W-31	桜	右	62		W-96		
58		W-32	桜	右					
77		W-33							
98		W-34	青	右					
64		W-35	黒	右					
98		W-36							
76		W-37							
65		W-38	桜	右					
86		W-39	桜	右					
42		W-40							
129		W-41							
27		W-42	黒	左					
26		W-43							
32		W-44							
33		W-45	黒	左					
34		W-46							
35		W-47	黒	左					
20		W-48							
59		W-49							
85		W-50	青	左					



コスモガーデン高天原 おとめ座【社内用】

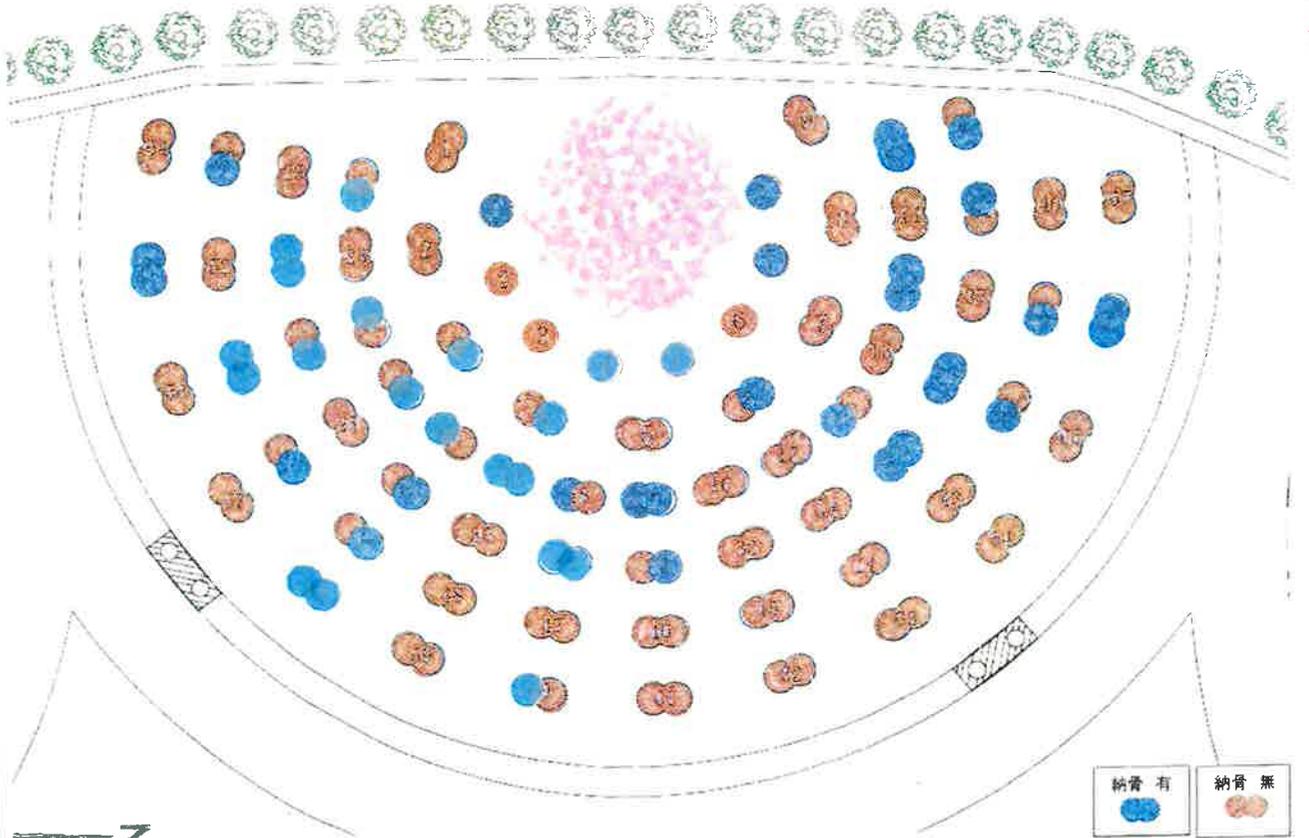
作成日: H28.3.5 作成者: 川野
配置図更新日: H28.03.05



4

石板設置個所詳細

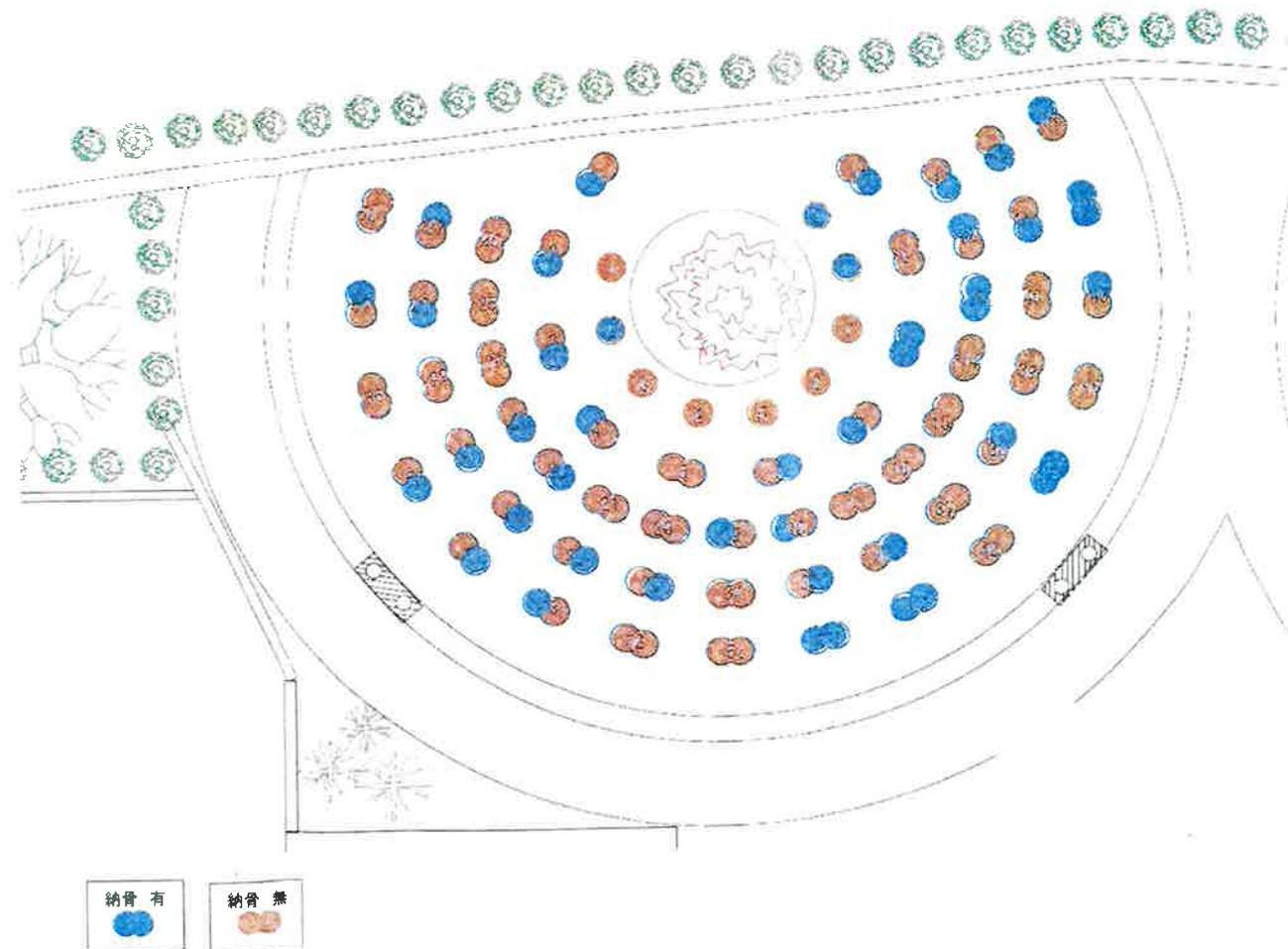
No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無	No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無
224		S-1	桜	有	122		W-44		
144		S-2			125		W-45		
136		S-3			103		W-46		
137		S-4	赤	有	107		W-47		
102		S-5	赤	有	101		W-48		
158		S-6			124		W-49	桜	右
172		S-7	黒	有	119		W-50	黒	左右
296		S-8	桜	有	138		W-51		
167		W-1			170		W-52		
143		W-2			135		W-53	黒	右
142		W-3	青	右	126		W-54		
147		W-4	黒	右	128		W-55	黒	左右
161		W-5			100		W-56		
156		W-6	桜	右	104		W-57		
159		W-7			189		W-58	赤	左右
216		W-8			105		W-59		
287		W-9	黒	生前	105		W-60	黒	左
07		W-10	青	左右	113		W-61		
8		W-11			109		W-62		
327		W-12	黒	左右	110		W-63		
168		W-13			114		W-64		
204		W-14	黒	左	127		W-65		
155		W-15			131		W-66	青	左右
153		W-16			134		W-67		
154		W-17	黒	左右					
149		W-18	桜	右					
148		W-19	桜	左右					
139		W-20	桜	左右					
141		W-21	桜	左右					
151		W-22	桜	左右					
177		W-23							
227		W-24	桜	右					
280		W-25							
171		W-26	桜	左右					
157		W-27	黒	右					
117		W-28							
146		W-29	黒	右					
108		W-30							
160		W-31	赤	左右					
118		W-32							
123		W-33							
0		W-34							
0		W-35	青	左右					
164		W-36	桜	左右					
165		W-37							
186		W-38	黒	左右					
217		W-39	桜	左右					
163		W-40							
152		W-41	桜	左右					
132		W-42	桜	左右					
115		W-43							



コスモガーデン高天原 オリオン座 【社内用】

石板設置個所詳細

No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無	No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無
273		S-1	桜	全納	331		W-43	赤	右
268		S-2	赤	全	229		W-44	赤	右
205		S-3			214		W-45	黒	右
196		S-4			183		W-46		
193		S-5			174		W-47	桜	左右
220		S-6			178		W-48		
223		S-7	桜	全	185		W-49	黒	左右
226		S-8	黒	全	186		W-50	黒	左右
274		S-9	桜	全	173		W-51		
381		W-1	黒	全	250		W-52		
369		W-2	黒	全	187		W-53	桜	左右
221		W-3	黒	全	175		W-54	大島	左右
206		W-4			218		W-55	黒	
314		W-5			181		W-56		
194		W-6	黒	全	203		W-57	大島	左
199		W-7	赤	全	213		W-58		
212		W-8	黒	全					
47		W-9							
384		W-10	黒	全					
320		W-11	桜	全					
321		W-12	桜	全					
316		W-13	黒	全					
317		W-14							
307		W-15							
176		W-16							
180		W-17							
211		W-18							
215		W-19							
197		W-20							
198		W-21							
184		W-22	桜	全					
202		W-23	黒	全					
308		W-24							
319		W-25							
386		W-26							
328		W-27	桜	全					
222		W-28	黒	全					
200		W-29							
195		W-30	赤	全					
225		W-31	黒	全					
79		W-32	黒	全					
188		W-33	桜	全					
192		W-34							
210		W-35	黒	全					
191		W-36	赤	全					
190		W-37							
182		W-38	桜	全					
201		W-39							
284		W-40							
312		W-41	黒	全					
383		W-42	黒	全					



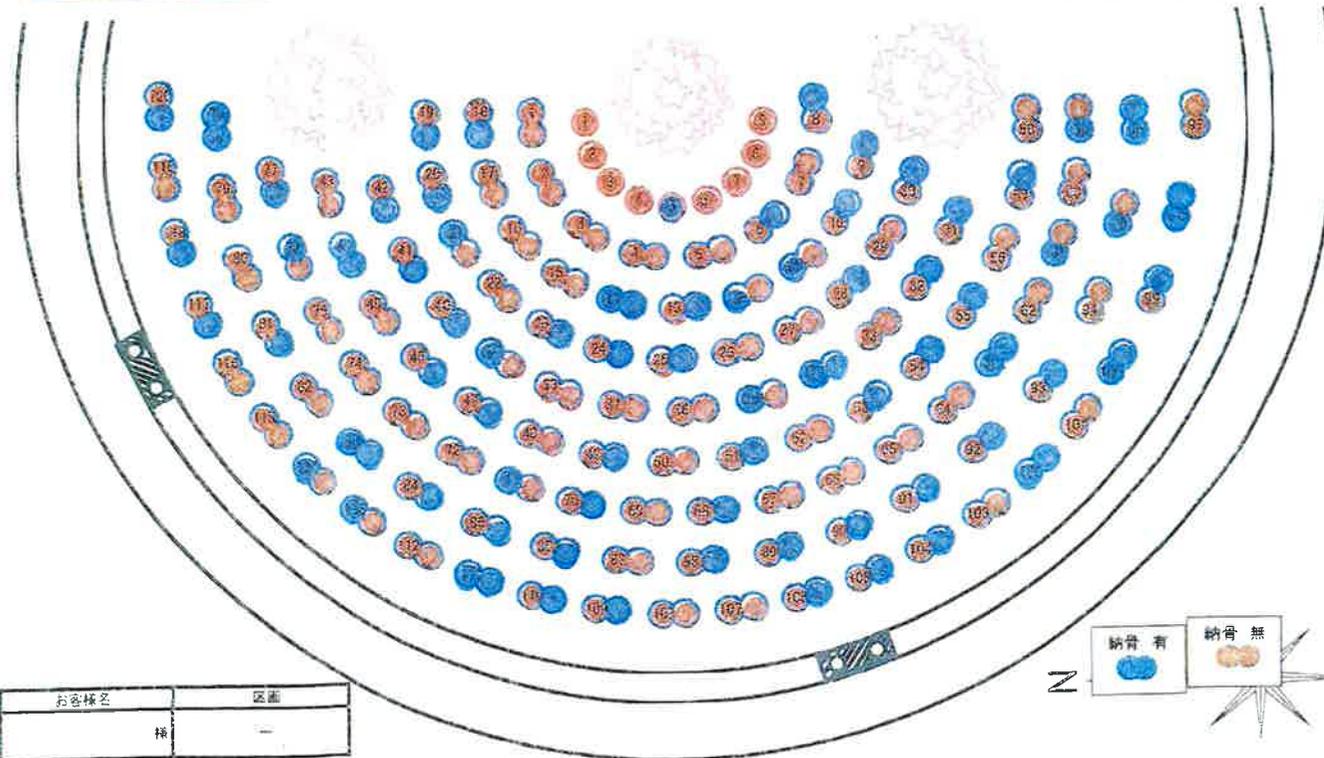
社内用

石板設置箇所詳細

No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無	No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無
288		S-1			278		W-57	黒	有
236		S-2			241		W-58	赤	有
306		S-3			289		W-59	黒	有
325		S-4			245		W-60	黒	有
279		S-5	黒	有	329		W-61	黒	有
230		S-6			330		W-62	黒	有
237		S-7			304		W-63	黒	有
255		S-8			294		W-64		
291		S-9	黒	生前	276		W-65		
289		W-1			247		W-66		
290		W-2			280		W-67		
380		W-3			249		W-68	黒	有
379		W-4			310		W-69		
357		W-5			311		W-70	黒	有
399		W-6	大島	有	333		W-71	黒	有
372		W-7			342		W-72		
292		W-8	黒	有	341		W-73		
339		W-9	黒	有	303		W-74		
355		W-10	黒	有	299		W-75		
356		W-11	黒	有	282		W-76	黒	有
362		W-12	大島	有	338		W-77		
376		W-14	黒	生前	248		W-78		
374		W-15			295		W-79		
382		W-16			235		W-80		
361		W-17			234		W-81	桜	有
365		W-18	黒	有	265		W-82		
350		W-19	黒	有	300		W-83	青黒	有
348		W-20	黒	有	305		W-84		
360		W-21	黒	有	293		W-85	黒	有
368		W-22			315		W-86		
367		W-23	黒	有	272		W-87		
375		W-24			244		W-88	黒	有
363		W-25	黒	有	262		W-89	黒	有
371		W-26			239		W-90	黒	有
351		W-27			253		W-91		
377		W-28	大島	有	266		W-92	黒	有
364		W-29			270		W-93		
332		W-30	黒	有	271		W-94		
318		W-31	黒	有	267		W-95	黒	有
349		W-32	黒	有	263		W-96		
337		W-33			275		W-97		
277		W-34	黒	有	326		W-98	桜	有
33		W-35	黒	有	258		W-99		
4		W-36			257		W-100	黒	有
354		W-37			261		W-101		
358		W-38			281		W-102	黒	有
352		W-39			233		W-103		
353		W-40	黒	有	242		W-104	黒	有
334		W-41	黒	有	228		W-105		
343		W-42	黒	有	231		W-106	黒	有
378		W-43			284		W-107		
346		W-44	黒	有	246		W-108		
302		W-45			301		W-109	桜	有
344		W-46	黒	有	297		W-110		
345		W-47	黒	有	298		W-111	桜	有
335		W-48			313		W-112		
385		W-49	黒	有	309		W-113	黒	有
340		W-50			259		W-114		
286		W-51	黒	有	251		W-115		
283		W-52			236		W-116		
252		W-53	黒	有	243		W-117	桜	有
285		W-54	黒	有	240		W-118		
373		W-55	黒	有	336		W-119		
322		W-56			256		W-120	桜	有



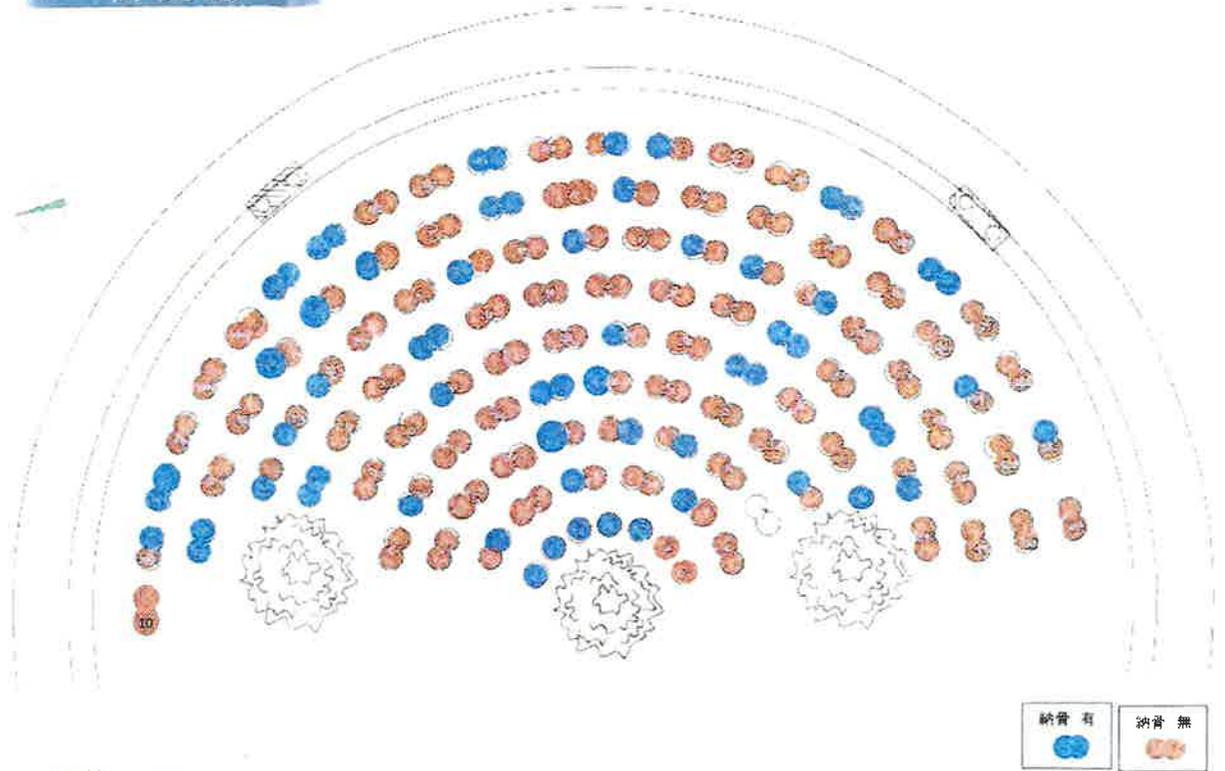
こと座
区画配置図



こと座Ⅱ 配置図

石板設置箇所詳細

No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無	No.	氏名	区画番号	石板	納骨の有無
437		S-1	杉	納骨あり	438		W-51		
389		S-2	黒	納骨あり	473		W-52		
462		S-3	黒	納骨あり	466		W-53		
441		S-4	桜	納骨あり	477		W-54	黒	納骨あり
422		S-5	赤	納骨あり	436		W-55	黒	納骨あり
411		S-6			447		W-56		
412		S-7			442		W-57	黒	納骨あり
409		S-8	桜	納骨あり	451		W-58	黒	納骨あり
					453		W-59	黒	納骨あり
550		W-1	黒	納骨あり	489		W-60		
545		W-2			405		W-61		
593		W-3	黒	納骨あり	426		W-62		
519		W-4			458		W-63	黒	納骨あり
392		W-5	桜	納骨あり	468		W-64	黒	納骨あり
433		W-6			454		W-65	黒	納骨あり
		W-7			445		W-66		
455		W-8			446		W-67		
521		W-9	黒	納骨あり	408		W-68	黒	納骨あり
530		W-10	桜	納骨あり	403		W-69	黒	納骨あり
571		W-11	桜	納骨あり	420		W-70		
601		W-12			386		W-71	黒	納骨あり
518		W-13			367		W-72		
513		W-14			417		W-73	赤	納骨あり
497		W-15			587		W-74		
506		W-16	赤	納骨あり	582		W-75	黒	納骨あり
515		W-17			399		W-76		
491		W-18			400		W-77		
511		W-19	大島	納骨あり	401		W-78		
505		W-20	赤	納骨あり	427		W-79		
529		W-21			435		W-80		
493		W-22			358		W-81	桜	納骨あり
469		W-23			414		W-82		
456		W-24	桜	納骨あり	393		W-83	赤	納骨あり
467		W-25			507		W-84		
516		W-26			508		W-85	大島	納骨あり
524		W-27	赤	納骨あり	428		W-86		
476		W-28			425		W-87		
512		W-29	桜	納骨あり	496		W-88	桜	納骨あり
473		W-30			495		W-89		
492		W-31			396		W-90	桜	納骨あり
459		W-32	黒	納骨あり	481		W-91		
489		W-33			410		W-92		
502		W-34			452		W-93	桜	納骨あり
439		W-35	黒	納骨あり	398		W-94	桜	納骨あり
440		W-36			402		W-95	大島	納骨あり
416		W-37			479		W-96		
419		W-38	黒	納骨あり	391		W-97		
465		W-39			418		W-98		
487		W-40			404		W-99	青	納骨あり
484		W-41			394		W-100	青	納骨あり
449		W-42			395		W-101		
450		W-43			432		W-102		
443		W-44	黒	納骨あり	406		W-103	黒	納骨あり
444		W-45			430		W-104		
504		W-46	桜	納骨あり	424		W-105		
522		W-47	赤	納骨あり	622		W-106		
488		W-48							
470		W-49							
448		W-50							



契約件数 110

1



2





3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18